

施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	S00144	施設名称	福社会館(会館)
所在地(住所)	松阪市殿町1360番地16		
			
根拠条例	松阪市福社会館条例	担当部署	福祉部(福祉事務所) 福祉ささえあい課
設置年度	昭和53年度	財産区分	12 公共用財産
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	福社会館は、障がいのある方のための施設として、日常生活訓練、機能回復の場とともにそのような団体及び社会福祉に奉仕しようとする団体等の活動と研修、会議の場として提供することにより、幅広い助け合いを積極的に実践する福祉施設として開設された。		
施設の設置目的に沿った運営状況	現在は、主に各種福祉団体やボランティア団体などに会議室を無償で提供し、さまざまな福祉活動やコミュニティの場として大きな役割を果たしている。また、建物の約3分の1は、松阪市社会福祉協議会が事務所として利用、社協の事業の1つである行政・法律相談も1年を通して行われている。ほかに松阪市療育センター、松阪保護司会、松阪市老人クラブ連合会が拠点として毎日利用している。		

(2)建物の概要

設置形態	単 独	用途地域等	第二種住居地域		
駐車場(収容台数)	20台				
土 地	敷地面積	1,111.32㎡	借受期間・賃料等	—	
	所有者	市			
主たる建物1	建物名称	会館			
	用途	事務所	構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階	
	建築年月	昭和54年 3月10日	建物取得費(全体)	155,180,000円	
	延床面積	1,034.1㎡	耐震診断(実施年)	H14.10.28	
	耐震補強(実施年)	未実施	所有者	市	
大規模改修等の履歴・計画(300万以上)	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
対象建物					
施工内容					
費用					
リスク・高機能化対応度	建物本体の老朽化が顕著に現れているが大規模改修にはいたっていない。施設設備などの老朽化に伴い小規模修繕による延命を毎年度実施し、安全に安心して利用できる環境整備に努めているが、エレベーターの既存部品の在庫がなく何らかの不具合が生じた場合の対応が懸念されるなど、リスクを背負いながらの運営を余儀なくされている。また、将来的な施設利用が定まっていない状況で高機能化対応は実施していない。				

(3)管理・運営の概要

利用時間	AM8:30～PM5:00	休所(館)日	日、祝日
運営形態	直営	管理・運営者名	松阪市長
委託期間(指定管理の場合)	自 年 月 日	至 年 月 日	
業務内容	施設の管理運営、貸館業務		

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	人	労務員	人	再任用職員	1.00	人	非常勤職員	1.00	人	合計	2.00	人
施設の維持管理に係る経費						施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)						
維持管理経費						運営・事業等経費						
光熱水費						指定管理委託料						
保守点検委託料						その他の経費						
賃借料												
修繕費												
その他の経費												
人件費												
職員等												
非常勤職員												
①小計						②小計						
④合計(①+②)－③						13,295,031円						
市民一人あたりのコスト						78.67円						
財源												
補助金等収入						その他収入						
使用料等収入						③年間収入合計						
800,000円						800,000円						

(5)施設の利用状況

内容	単位	実績数		
		H22	H23	H24
団体等の活動、研修の場を提供(貸館業務)	人	14,590	14,686	14,183

(6)関連情報

類似施設		近隣施設	障害者福祉センター
------	--	------	-----------

(7)その他

管理・運営上の問題点	建物については、狭小のうえ老朽化が著しいため施設の維持管理経費の増加や耐震基準に適合していない建物であり利用者の安全確保が懸念される。運営面では、松阪市療育センターが平成28年10月をめどに新たな施設(三重中京大学跡地)への移転が決定しており、また、社会福祉協議会は従前から新築移転候補地を選定するよう依頼をしているが、適地がなく当施設跡地への建設も視野にしている。このような状況を踏まえ、福祉会館の今後の方向性について、検討を始めるところである。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	
特記事項	老朽化の進行や耐震未施行により利用者の安全性や安心した利用が担保できない現状であり、早期に施設のあり方について結論をだす必要がある中、当跡地において社会福祉協議会が本所建設の意向を示している。福祉会館は、社会福祉や障がい福祉の拠点として培ってきた経過があり、社会環境の変化からも今後益々その機能の強化が求められ、本来、新たな施設の建設も視野に置く必要があることから、社会福祉協議会の本所建設を機に、社会福祉協議会機能の他、福祉会館の機能を付加することで、今まで培ってきた社会福祉の拠点施設としての役割の継承や、市、社会福祉協議会や社会福祉にかかる団体との連携が社会福祉の推進に大きな役割を果たしていることから、団体の育成や活動の支援に寄与する施設としての機能強化、また、障がい福祉に関する機能など懸案とする事項の解消も可能となる。

